

# 業務従事者届における「修了した領域別パッケージ研修」の記載について

## 「⑭看護師の特定行為研修の修了状況」

自治体対象の調査で、「回答誤りの多い項目」として最も多く選択された項目です！  
 回答した44都道府県のうち、34件(77%)  
 ※令和元年度厚生労働科学研究費補助金 看護職員のなりすまし防止に資するデータ活用法の構築(研究代表者:前田樹海)

### 「特定行為研修の修了の有無」

12月31日現在、指定研修機関において特定行為研修を修了し、「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、

「1. 有」を○で囲んでください。

### 「修了した特定行為区分」

修了証の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。

### 「修了した領域別パッケージ研修」

該当する全ての領域について記載してください。

### 特定行為研修とは

- 保健師助産師看護師法第37条の2の4に規定する研修です。
- 対象: **看護師のみ(准看護師は含みません)**
- 研修制度開始時期: 平成27年10月
- 研修場所: 指定研修機関(厚生労働大臣指定)
- ※ 医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは**異なります。**
- ※ 認定看護師や専門看護師の資格とは**異なります。**
- ※ 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは**異なります。**
- ※ 単に特定の**領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。**

業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師は、**2年毎**にその就業状況について、就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。※保健師助産師看護師法 第33条